

国自旅第85号
国自貨第292号
国総モ第47号
令和8年9月29日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

物流・自動車局 旅客課長
貨物流通事業課長
総合政策局 モビリティサービス推進課長
(公 印 省 略)

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為
に対する行政処分基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導
部長、沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し、
周知をお願いいたします。

国自旅第85号
国自貨第292号
国総モ第47号
令和8年9月29日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 本部長 殿

物流・自動車局 旅客課長
貨物流通事業課長
総合政策局 モビリティサービス推進課長
(公 印 省 略)

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為
に対する行政処分基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導
部長、沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、地方実施機関に
対し、周知をお願いいたします。

国自旅第 85 号
国自貨第 292 号
国総モ第 47 号
令和 8 年 9 月 29 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長
貨物流通事業課長
総合政策局 モビリティサービス推進課長
(公 印 省 略)

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為
に対する行政処分基準について」の一部改正について

今般、「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について（平成 15 年 3 月 27 日付け国自旅第 241 号、国自貨第 136 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、公益社団法人全日本トラック協会会長、一般社団法人全国霊柩自動車協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長、一般社団法人全国レンタカー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅 第 2 4 1 号
国自貨 第 1 3 6 号
平成 1 5 年 3 月 2 7 日
一部改正 平成 1 8 年 9 月 1 5 日
一部改正 令和 8 年 9 月 2 9 日

各地方運輸局自動車交通部長
〔関東、近畿〕運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長

自 動 車 交 通 局 旅 客 課 長

自 動 車 交 通 局 貨 物 課 長

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送
事業法違反行為に対する行政処分基準について

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分を行う基準を別添のとおり定めたので、今後、この基準に従い行政処分を行うこととされたい。

なお、本通達による行政処分の実施は、平成 1 5 年 4 月 1 日以降に違反事実を確認したものから適用するものとし、平成 1 5 年 3 月 3 1 日以前のものは、従前の行政処分基準により処分を行うものとする。

また、「自家用自動車を使用する者及び貨物軽自動車運送事業者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分に係る基準」（昭和 6 1 年 1 月 1 3 日付け地自第 3 号）は、平成 1 5 年 3 月 3 1 日限りで廃止する。

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について

1 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数

(1) 道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項、法第43条第1項、貨物自動車運送事業法第3条、同法第35条第1項又は同法第36条第1項違反

（初違反） 120日

（再違反） 180日

（再々違反） 180日

(2) 法第78条違反

（初違反） 80日

（再違反） 180日

（再々違反） 180日

(3) 法第80条第1項違反

（初違反） 40日

（再違反） 80日

（再々違反） 120日

2 軽減措置

特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とすることができる。

3 自家用自動車の使用禁止処分

自家用自動車の使用を禁止した場合には、法第81条第2項において準用する法第41条第1項の規定に基づいて、自家用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標）の領置を併せて行うものとする。

（注）再違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に2回以上違反したものをいう。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第130号、国自貨第77号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。

附 則（令和 8 年 9 月 2 9 日 国自旅第 8 5 号、国自貨第 2 9 2 号、国総モ第 4
7 号 一部改正）

- 1．改正後の通達は、令和 8 年 1 0 月 1 日以降の違反行為から適用する。
- 2．令和 8 年 9 月 3 0 日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送
事業法違反行為に対する行政処分基準について（新旧対照表）

改 正	現 行
国自旅 第 241号 国自貨 第 136号 平成15年3月27日 一部改正 平成18年9月15日 <u>一部改正 令和 8年9月29日</u> 各地方運輸局自動車交通部長 〔関東、近畿〕運輸局自動車監査指導部長 沖縄総合事務局運輸部長 } 殿 自動車交通局旅客課長 自動車交通局貨物課長 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送 事業法違反行為に対する行政処分基準について 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分を別添のとおり定めたので、今後、この基準に従い行政処分を行うこととされたい。 なお、本通達による行政処分の実施は、平成15年4月1日以降に違反事実を確認したものから適用するものとし、平成15年3月31日以前のは、従前の行政処分基準により処分を行うものとする。 また、「自家用自動車を使用する者及び貨物軽自動車運送事業者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分に係る基準」（昭和61年1月13日付け地自第3号）は、平成15年3月31日限りで廃止する。 別 添 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送 事業法違反行為に対する行政処分基準について	国自旅 第 241号 国自貨 第 136号 平成15年3月27日 一部改正 平成18年9月15日 各地方運輸局自動車交通部長 〔関東、近畿〕運輸局自動車業務監査指導部長 沖縄総合事務局運輸部長 } 殿 自動車交通局旅客課長 自動車交通局貨物課長 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送 事業法違反行為に対する行政処分基準について 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分を別添のとおり定めたので、今後、この基準に従い行政処分を行うこととされたい。 なお、本通達による行政処分の実施は、平成15年4月1日以降に違反事実を確認したものから適用するものとし、平成15年3月31日以前のは、従前の行政処分基準により処分を行うものとする。 また、「自家用自動車を使用する者及び貨物軽自動車運送事業者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分に係る基準」（昭和61年1月13日付け地自第3号）は、平成15年3月31日限りで廃止する。 別 添 自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送 事業法違反行為に対する行政処分基準について

1 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数

- (1) 道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項、法第43条第1項、貨物自動車運送事業法第3条、同法第35条第1項又は同法第36条第1項違反

(初違反) 120日
(再違反) 180日
(再々違反) 180日

- (2) 法第78条違反

(初違反) 80日
(再違反) 180日
(再々違反) 180日

- (3) 法第80条第1項違反

(初違反) 40日
(再違反) 80日
(再々違反) 120日

2 軽減措置

特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とすることができる。

3 自家用自動車の使用禁止処分

自家用自動車の使用を禁止した場合には、法第81条第2項において準用する法第41条第1項の規定に基づいて、自家用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標）の領置を併せて行うものとする。

- (注) 再違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に2回以上違反したものをいう。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第130号、国自貨第77号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。

附 則（令和8年9月29日 国自旅第85号、国自貨第292号、国総モ第47号 一部改正）

1 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数

- (1) 道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項、法第43条第1項、貨物自動車運送事業法第3条、同法第35条第1項又は同法第36条第1項違反

(初 犯) 60日
(再違反) 120日
(再々違反) 180日

- (2) 法第78条又は法第80条第1項違反

(初 犯) 40日
(再違反) 80日
(再々違反) 120日

2 軽減措置

特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とすることができる。

- (注) 再違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に2回以上違反したものをいう。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第130号、国自貨第77号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 改正後の通達は、令和8年10月1日以降の違反行為から適用する。2. 令和8年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。 | |
|--|--|